



Title	解放後在日朝鮮人の政治社会史
Author(s)	鄭, 祐宗
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/33850">https://hdl.handle.net/11094/33850</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名 ( 鄭 祐 宗 )

論文題名

解放後在日朝鮮人の政治社会史

## 論文内容の要旨

本論文の主題は、在日朝鮮人の存在と自由をめぐる歴史学である。まず本論文の問題意識を冒頭に述べる。

「南北共同宣言」に始まる2000年代は、朝鮮半島をめぐる転換期であった。統一問題はかつてなく前進し、それは南と北に分けられた人々にとってだけでなく、海外の在日朝鮮人にとって「閉じられた心の扉」が開かれようとする転換期であった。自国への往来が活発に試みられ、彼らが国際舞台で活躍する場も開かれた。生活の現実を直視すれば、在日朝鮮人の個々人は、自己が自己を抑圧する精神状況を厳しく生きている。自己の存在そのものを彼ら自身に不当に認識させる事態はなぜ生まれ、なぜこんにちも複雑な状況を生きざるを得ないのか。本論文は、こうした背景を可視化させるため、8・15解放後の在日朝鮮人史を歴史学の方法によって光をあてようとする研究である。

次に本論文の歴史的視座を述べる。第二次大戦後の東アジアは、侵略戦争の責任を負う日本ではなく、被支配民族・地域が連合国によって分割される矛盾した道を歩む。これが朝鮮分断の背景であり、また朝鮮戦争の性格を規定づけた。一方、日本は敗戦国であったものの、米国の後押しを受けて天皇制の解体を免れ、更には朝鮮分断の利害関係者として新たに意味づけられた。こうした新たな非対称関係が在日朝鮮人史の存在形態と密接に関わった。

以上の理解を踏まえ、次の問いが提起される。はたして敗戦後日本の对在日朝鮮人政策は、植民地支配の歴史的継続性に基づくものであったか、または朝鮮戦争の一部としての新しい形態であったか。仮に前者であるとすれば、敗戦後に持ち込まれた对在日朝鮮人政策は、植民地支配の継続性に基づき実現したもので、朝鮮戦争や日米同盟等の要因は従属要因と説明される。また後者であるとすれば、日本の朝鮮戦争への参加・協力の一部として对在日朝鮮人政策が位置づけられ、植民地支配は従属要因として説明される。本論文では以上の解明が課題とされる。

次に研究の方法を述べる。本論文は、解放後在日朝鮮人史を政治社会史の視角から接近する。この「切り口」は、政治の領域としての自由権と、社会の領域としての社会権（生活権）とを深く関連付け、その歴史的な関係性を問うものである。特に重視するのが、自由或いは自由権の領域である。その狙いは、本論文の主題を国家の統治の問題と設定し、更に人の内面性にまで深く関わる問題とする点にある。ジョン・ロックは、「他人を自分の絶対的な権力の下に置こうと試みる者は、それによって、自分自身をその相手との戦争状態に置くことになる」と述べたが、本論文は右の説明にならない、自由権を阻害する事態を実質的な意味での「戦争状態」と定義する。だが、問題は、「戦争状態」が「戦争状態」として激化するのではなく、国家が他者を絶対的に屈服させる事態である。本論文では、こうした事態を「存在の抹消」＝植民地主義と位置づけた。繰り返すと、自由権の阻害と植民地主義にはズレがあり、自由権の阻害を目的化し、他者の存在そのものを抹消しようとする運動を植民地主義と理解した。最後に資料については、在日朝鮮人運動・生活に関わるプランゲ文庫所蔵の新聞・雑誌資料、日本国内の公文書館所蔵の公文書を利用する。後者の点に関わって、情報公開請求によって新たに取得した外務省、文部科学省の資料を積極的に利用している。

本論を詳しく見たい。まず、第1部（第1章～第4章、補論）では、在日朝鮮人の地位問題を軸に、極東委員会、SCAP、米陸軍（AFPAC-FEC）、日本政府、山口県という主体を検討した。

第1章は、1946年11月20日の米太平洋陸軍総司令部渉外局発表の意義を明らかにした。日本の敗戦後、在日朝鮮人地位問題の基本的な対立点は、1946年6月5日「極東委員会政策決定」と1946年11月20日「米陸軍渉外局発表」との間にあった。在日朝鮮人を「解放人民」と取扱う連合国の基本方針は、米国政府の意向を受け、1946年11月に米陸軍によって無力化される。かくして占領当局の对在日朝鮮人政策には、米陸軍の独自性が持ち込まれ、南朝鮮の米軍政と連動して「直接統治」の性格を帯びるに至る。荒敬が明らかにした1948年4月神戸事件における「直接統治」に繋がる統治実態は、1946年11月に必然的に始まった。次に、在日朝鮮人地位問題と米・日関係が問題となる。連合国占領下において、日本はSCAPの覚書に従う義務を負ったが、1948年1月24日文部省学校教育局長通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」は、SCAPの覚書ではなく、米陸軍発表を根拠とした。米陸軍発表自体は、日本政府を拘束する権限をまったく持たなかったにもかかわらず、米側は日本を拘束した。また日本政府は米陸軍に協力することによって、在日朝鮮人の地位問題においてポツダム宣言に規定された責任を積極的に切り離れた。

第2章・第3章は山口県の研究である。第2章は、①朝鮮総督府官吏をはじめとする植民地官吏の県内任用、②県内在住朝鮮人への諸政策の検討を通じて、植民地出身権力を土台に作られた山口県の特質が对在日朝鮮人政策に有した意味を分析した。この第2章には補論が設定され、京都府における特別高等警察内鮮係経歴者の戦後任用の事例が論じられる。これらの分析を受け、続く第3章が、①1949年2月～3月田中龍夫山口県知事が作成した「田中意見書」、②1949年8月の下関事件を論じる。田中龍夫山口県知事は、敗戦後日本を取り巻く根本的変化として、山口県が日本の安全保障上の最前線に立地し、特に中国・朝鮮における革命、南朝鮮における反政府運動、これと連動した県内朝鮮人運動に注意を向けた。1949年2月から3月期に「田中意見書」が米側に手交される。「田中意見書」は、敗戦後の新生日本を実現するための、在日朝鮮人に対する安全保障上の攻勢戦略を主張し、朝鮮の革命を日本の安全保障上の脅威と認識した。それは、1890年山県有朋の主権線・利益線論にさかのぼり、実質的には1907年「帝国国防方針」に示された安全保障観を受け継いだ。かくして「田中意見書」は、对在日朝鮮人政策の目的を日本の安全保障問題の解決へと転換させた。1949年8月下関事件を契機とし、県首脳は安全保障上の利害に基き在日朝鮮人らの強制送還を主張する。

以上を受けて、第4章は日米安保条約を取り上げる。先行研究では、在日朝鮮人地位問題は主に講和問題に位置づけられてきたが、本論は新たに安保問題との関係を問う。1950年6月朝鮮内戦発生に対し、米国は自国兵力投入を決定し、国連安保理の勧告を引きだした。国連加盟国16カ国の外国軍が参戦し、マッカーサーはSCAP覚書により警察予備隊創設を指令する。日本が米国の軍事介入に組み込まれた1950年7月～9月は重要な変容期であった。同時期、米・日間において安保問題が講和問題の上位に位置づけられ、この変容は在日朝鮮人の地位問題とも結びついた。日本政府は、対日平和条約発効後、在日朝鮮人への出入国管理令適用を開始した。当初これは外務省主導で進められ、1952年7月岡崎勝男外務大臣は安保条約の「内乱条項」を背景に、マーフィー米駐日大使に朝鮮人強制送還の協力を依頼する。安保条約後の新たな展開は「日本側による要請」と「米側による協力」への変容であった。1952年8月法務省入国管理局が発足し、出入国管理が外務省から法務省へと移管され、日本政府は在日朝鮮人の強制隔離収容を追求する。

本論の後編である第2部（第5章～第8章）は、在日朝鮮人の自由権を主題とし、第5章が「人身の自由」を、第6章～第8章が「教育の自由」を検討する。

第5章は、外国人登録法制の統治実態に着目し、「人身の自由」の阻害実態を検討する。戦後日本における外国人登録法制の絶対的な性格は、常時携帯呈示義務、指紋捺捺、切替制などに如実に表現され、制度そのものが「人身の自由」に対する拘束の一形態をなした。

第6章～第8章は、民族教育の研究である。特に解放後の民族教育運動の中で意味づけられた「民族の自由」「教育の自由」を検討する。第6章・第7章は、在日朝鮮人の生活と運動の結節点を教育という場に設定し、民族教育を新しい社会制度の実現と位置づけ、彼らの生活・教育観を取り上げて、教育費保障を求める論理を検討した。教育費の性質をめぐっては見解の重層性があり、自由権、貧窮対策、反対給付、社会権のいずれもが主張された。特筆されるのは、「教育の自由」が保障されるために教育費が保障されるべきという自由権の見解であった。在日朝鮮人の学校教育上の地位は、1949年10月「閣議決定」後の強制閉鎖の中で、「教育の自由」そのものが阻害された結果、朝鮮人教育の自主性が切り離された。だがこうした事態転換にもかかわらず、一部地域では閉鎖措置そのものを拒否し、学校教育が継続的に自主運営され、1952年10月～11月にかけて、民族教育運動における方針統一が図られる。

この後、50年代～60年代には、①公立朝鮮人学校の自主移管、②自主学校の新規認可という方向に進んだ。第8章は、1950年大阪市が設置した公立朝鮮人学校（西今里中学校）を取り上げ、1961年大阪朝鮮学園へと移管される経緯を検討した。各種学校認可は、「朝鮮人の、朝鮮人による、朝鮮人のための教育」が公的承認を得る新たな転換であり、実質的な意味で「遅れてきた在日朝鮮人の独立」であった。それは法制度の変化だけでなく、在日朝鮮人らの心理的变化をもたらし、朝鮮人の子どもたち、父母たちに朝鮮人として生きる勇気をもたらすものとなった。

最後に考察結果に基き、結論を提示する。米・日関係に根拠付けられた日本政府と在日朝鮮人との統治関係において、「事実上の戦争状態」としての性格は南朝鮮単独選挙問題と関連した阪神教育事件に部分的に始まり、下関事件によって日本が米側の機能を代替することによって開始された側面がある。しかし日本側は在日朝鮮人の処遇上の地位を国際的な対外関係を考慮に入れて解決することを拒んだ。敗戦後日本の对在日朝鮮人政策の特質は、植民地主義を土台とした国内治安問題としての取扱い優先であり、朝鮮戦争の展開は逆説的にも従属要因であった。こうした土台には存在抹消論があった。在日朝鮮人の政治社会は、自由権の阻害を超えて、植民地主義が持ち込まれ、特に外国人登録法制の絶対性を通じて、在日朝鮮人を個々に分断し、自己の存在そのものを在日朝鮮人自身に不当に認識させたということができる。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 鄭 祐 宗 )	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 杉 原 達
	副 査 大阪大学 教授 川 村 邦 光
	副 査 大阪大学 准教授 宇 野 田 尚 哉
<b>論文審査の結果の要旨</b>	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 解放後在日朝鮮人の政治社会史

学位申請者 鄭 祐 宗

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 杉 原 達  
副査 大阪大学教授 川 村 邦 光  
副査 大阪大学准教授 宇野田 尚哉

【論文内容の要旨】

本論文は、敗戦後日本の对在日朝鮮人政策が、過去の植民地支配の歴史的継続なのか、それとも朝鮮戦争との同時代的連関の中でとらえるべき新たな性質をもつものなのかを問うという大きな問題設定の中で、幾つもの個別具体的な論点を立てて詳細な議論を展開するものである。序章と終章のほか、本論は2部から構成され計8章からなる本論文（別に補論を含む）は、400字換算で約870枚を超える大部の内容をもつ。

序章では、申請者の問題関心に基づいて、先行研究を整理して自身の課題を設定する。

第一部では、在日朝鮮人の地位問題をめぐって、極東委員会、GHQ/SCAP、米陸軍、日本政府、山口県といった異なる政治的主体がいかなる連関の中で統治を展開したのかを問う。

第1章では、米太平洋陸軍総司令部渉外局発表（1946年11月）の詳細な検討を通じて、同発表が日本政府の立場を実質的に拘束し、ポツダム宣言受諾に基づき在日朝鮮人を解放人民として処遇するという基本方針を無力化するものであったことを示す。第2～3章では山口県に焦点をあてる。第2章では、朝鮮総督府等に勤務歴のある植民地官吏が戦後山口県で任用された人的連続性の事実を確かめた。第3章では、1949年に朝鮮半島の革命的情勢を日本の安全保障上の脅威であるとみた「田中意見書」（田中龍夫知事が作成し、2～3月に米側に手交）と、民族組織の対立として騒擾罪が一方向的に適用された同年8月の「下関事件」との強い内的連関を資料に基づいて明らかにした。こうした成果をふまえて、第4章では、先行研究において1950年前後の在日朝鮮人の地位問題が主に対日講和問題との関係から論じられてきた限界を衝き、安全保障の観点から上位に立つ形で、朝鮮人強制送還問題が前面に出たことを実証した。

第二部は、解放後在日朝鮮人の歴史を、自由権とくに人身の自由と教育の自由との関係を軸にすえて考察するものである。

第5章は、外国人登録法制の編成とその展開がいかに人身の自由を阻害する役割を果たしたのかを、外国人登録令改定および「無登録」状態に対する司法解釈の確定過程の分析を通して明らかにする。第6章以下では、在日朝鮮人の生活と運動の結節点を教育の場に見出し、経済社会生活と政治的諸権利の相互規定を考察する。第6章では、解放後の在日朝鮮人の家庭における家計と民族教育の関係を問い、教育弾圧は学校弾圧にとどまらず、

家庭生活そのものへの圧迫であったことを示す。第7章では、教育費保障を求める論理の中で、教育の自由を保障するものとしての教育費要求の声に注目する。民族教育の自主と民主をめざす取り組みは紆余曲折を経るが、地方自治体による各種学校認可は「遅れてきた独立」の表れであり、第8章ではその具体的な流れを大阪に即して詳述している。

終章では、本論文全体をまとめて到達した地平を確認する。

#### 【論文審査の結果の要旨】

以上の内容をもつ本論文の特徴の第一は、戦後の在日朝鮮人のあり方を根底的に把握しようとする問題意識の全体性にある。冒頭で提起した問いに対する本論文の結論は、戦後日本の对在日朝鮮人政策は、植民地主義の継続性に基づく存在抹消論が土台として作用したというものであり、それ自体目新しい主張ではない。だが具体的な個々の論点においては、戦後の新情勢がもたらした影響についてもよく目配りされており、在日朝鮮人に対する政策目的における米日の補完・代替関係の変容をダイナミックに詳述した点は、当該問題の複雑な展開を総合的・体系的にとらえる上で意義をもつ。

特徴の第二は、上記の特徴を裏付けるための広範な資料収集と分析の力である。各地の図書館や文書館等を博捜し、日本語・英語・朝鮮語の文書、新聞、諸資料を発掘検討するとともに、とくに情報公開請求によって取得した各種の行政文書資料を丁寧に分析し、論点を根拠づける作業は、高い評価に値する。

以上から、本論文は、問題意識、資料、分析方法、記述のいずれにおいても独自性を有しており、当該研究分野における研究史に大きな足跡を残す内容をもつと評価できる。

とはいえ、若干の問題点も存在している。社会史に関わる部分の記述がやや薄く、また具体的な生活の姿と制度的・政策的な展開との関連づけに弱点が見られる。また補完と代替、自由権と社会権といった概念設定と具体的な実証分析との接合にはなお慎重な検討が必要である。さらに教育の自由をめぐる後半の議論は豊かではあるが、民族教育の内容そのものについては更なる分析がのぞまれる。

しかしこれらの点は、いずれも今後の課題であり、一段と深い研究によって克服が期待できるものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。